

三重大学大学院入学試験 合格者 各位
(外国人留学生を除く)

三重大学学務部学生支援チーム

令和6年度 日本学生支援機構大学院奨学金「予約採用」の募集について（案内）

令和6年4月に本学大学院へ進学する方を対象に、大学院奨学金「予約採用」の募集を行います。ただし、募集対象は9月末までに本学大学院入試に合格した方のみとします。

「予約採用」では審査により、『採用候補者』を選考します。採用候補者に決定された方は、来年4月に本学大学院へ入学後に所定の手続きを行ったうえで、正式な「奨学生」に採用されます。

申込を希望する方は、下記により期間内に手続きをしてください。

なお、「予約採用」において申込みができなかった方も、来年4月に実施する「在学定期採用」で申し込むことができます。ただし、**修士・博士前期・専門職学位課程における返還免除内定制度**への申請希望者は必ずこの「予約採用」で申請してください。（返還免除制度については裏面参照）

記

募集対象者	令和6年4月に本学大学院の1年次に入学することが内定した方 (下記の【募集対象研究科・専攻】を参照してください)	
奨学金区分	第一種奨学金（無利子） ※返還免除制度あり	第二種奨学金（有利子） ※返還免除制度なし
貸与月額	修士・ 博士前期・ 専門職学位	50,000円、88,000円 から選択
	博士後期・ 医博士	80,000円、122,000円 から選択
募集対象 研究科・専攻	人文社会科学研究科を 除く 全研究科 (人文社会科学研究科の方は在学定期採用にて申し込んでください。また、対象の研究科、専攻であっても、9月末までに合格していない場合は応募できません)	
申込用紙配付 (窓口請求)	令和5年9月15日(金) ~ 令和5年10月3日(火) 17時 <請求方法> ・三重大学在学者は、総合研究棟Ⅱ1階学務部学生支援チーム①番窓口まで取りに来てください。 ・他大学在学者は、「奨学金申込用紙請求」と表記した封筒に、返信用封筒(角型2号(240×332)、250円切手を貼付、送付先住所・氏名を明記)を同封し、下記住所へ請求してください。	
申込受付期間 (窓口提出)	令和5年10月4日(水) ~ 10月6日(金) 17時 <提出方法> ・三重大学在学者は、総合研究棟Ⅱ1階学務部学生支援チーム①番窓口へ直接提出して下さい。 ・他大学在学者は、下記住所へ記録の残る形でご郵送ください。(期限内必着)	
用紙請求及び 提出先の場所	〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577 三重大学学務部学生支援チーム 奨学金担当 Tel 059-231-9061	

(裏面につづく)

■ 第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除制度」について

大学院においては、第一種奨学金貸与者を対象とした返還免除制度があります。詳細については、以下の日本学生支援機構 HP をご確認ください。（三重大学における具体的な募集については、HP 等で別途案内します。）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html>

この業績優秀者の返還免除について、貸与終了時の採用枠とは別に大学院進学前や進学時に「内定候補者」として決定する制度が「返還免除内定制度」です。

修士・博士前期・専門職学位課程における内定制度は、学部在学中に「修学支援新制度」を利用したことがある学生や非課税世帯の学生を対象としています。

また、**本学では予約採用へ申請した者を対象としています**ので、内定制度への申請を希望する方は、予約採用において必ず第一種奨学金の申し込みをしてください。（三重大学における返還免除採用時内定制度の具体的な募集については、HP 等で別途案内します。）

なお、**博士・博士後期課程における内定制度**については、例年、大学院へ進学した年度の1月頃から申請受付をしています。

■ 返還免除制度の比較表

	採用時内定制度①	採用時内定制度②	貸与終了時推薦制度
対象課程	修士・博士前期・専門職学位課程	博士・博士後期課程	修士・博士前期・専門職学位課程 博士・博士後期課程
対象者	大学院進学者で大学院第一種奨学生に採用される者のうち、修学支援新制度の利用者又は非課税世帯であり、将来特定分野における研究能力等を備えて活動できると認められる者（※1）	大学院1年生で大学院第一種奨学生に採用された者のうち、貸与期間中に優れた業績を挙げると認められる者	大学院第一種奨学金の貸与が終了する者のうち、貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる者
申請受付期間	学部4年次の10月頃（予定）	第一種奨学生に採用された年度の1月～2月頃	第一種奨学金貸与が終了する年度の2月～3月
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・内定者となっても、貸与終了時に改めて返還免除を申請する必要があります。 ・2年次進級時に中間評価があり、貸与期間中に学業不振等のため奨学金の交付に係る「停止」又は「廃止」の処置を受けた場合や、修業年限内で修士課程を修了見込みでなくなった場合は内定取消となります。（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・内定者となっても、貸与終了時に改めて返還免除を申請する必要があります。 ・中間評価はありませんが、貸与期間中に学業不振等のため、奨学金の交付に係る「停止」又は「廃止」の処置を受けた場合や、修業年限内で博士課程を修了（学位取得）できなくなった場合は内定取消となります。（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退、退学等で貸与終了した場合は、その貸与終了年度に申請します。 ・「貸与終了手続き」を期限内に不備なく実施した者のみ申請できます。

※1 対象者や申請に関する詳細は、大学ホームページの奨学金ページ「返還免除制度について」を確認してください。

※2 内定取消となった場合でも、「貸与終了時推薦制度」において返還免除を申請することができます。